

「東北グリーン電力基金」による平成23年度助成方針について

財団法人東北活性化研究センター（会長：高橋宏明・東北電力株式会社 取締役会長）は、第30回東北グリーン電力基金運営委員会の審議を経て、平成23年度助成方針を下記のとおり決定しております。

1. 平成23年度助成方針

(1) 風力発電・太陽光発電

募集期間	平成23年6月1日～平成23年8月31日
助成対象	東北地域（新潟県を含む7県）の ①県 ②市町村 ③学校法人 ④地方公共団体の出資比率が50%超の第3セクター ⑤医療法人 ⑥社会福祉法人 が東北地域に設置するシステム出力20kW未満の「風力発電」または「太陽光発電」設備で以下の条件を備える設備。なお、応募は、設置計画毎とし1応募者1設置計画とする。ただし、「県」および「市町村」については、異なる設置計画の場合、複数の応募を可能とする。 a. 公共性と普及啓発効果が高い施設に設置する発電設備の新・増設。 b. 国や他の団体などから金銭的な補助や助成を受けていないこと。 c. 平成24年3月末日までに、発電設備の設置工事が完了すること。 d. 発電設備の適正な維持・管理ができること。
助成単価	「システム出力1kWあたり50万円」とする。
募集枠	助成対象設備のシステム出力合計原則120kW（6千万円程度）。
助成金額	「応募案件のシステム出力×助成単価」とする。ただし、「応募案件のシステム出力合計×助成単価」が、募集枠（助成金総額）を超過する場合には、助成単価を「助成金総額÷応募案件のシステム出力合計」により再算定する。
助成原資の流用	助成の応募状況により原資に余剰が生じた場合は、「風力発電・太陽光発電を利用した防犯・防災灯」との間で相互に助成原資を流用できることとする。
助成金の算定	設置工事完了後、設置に要した費用の合計金額が証明できる書類などに基づき助成金を算定し、助成対象者に支払う。

(2) 風力発電・太陽光発電を利用した防犯・防災灯

助成対象	東北地域（新潟県を含む7県）の ①県 ②市町村 ③学校法人 ④地方公共団体の出資比率が50%超の第3セクター ⑤医療法人 ⑥社会福祉法人 が東北地域に設置するシステム出力2.5kW未満の「風力発電・太陽光発電を利用した防犯・防災灯」設備で以下の条件を備える設備。なお、応募は、設置計画毎とし1応募者1設置計画とする。ただし、「県」および「市町村」については、異なる設置計画の場合、複数の応募を可能とする。 a. 公共性が高い施設に防犯・防災用として設置する照明設備。 b. 国や他の団体などから金銭的な補助や助成を受けていないこと。 c. 平成24年3月末日までに、設備の設置工事が完了すること。 d. 設備の適正な維持・管理ができること。
助成単価	「システム出力100Wあたり40万円」とする。
募集枠	助成対象設備のシステム出力合計原則5kW（2千万円程度）。
助成金額	「応募案件のシステム出力×助成単価」とする。ただし、「応募案件のシステム出力合計×助成単価」が、募集枠（助成金総額）を超過する場合には、助成単価を「助成金総額÷応募案件のシステム出力合計」により再算定する。
助成原資の流用	助成の応募状況により原資に余剰が生じた場合は、「風力発電・太陽光発電」との間で相互に助成原資を流用できることとする。
助成金の算定	設置工事完了後、設置に要した費用の合計金額が証明できる書類などに基づき助成金を算定し、助成対象者に支払う。

2. 平成23年度助成状況の情報開示

当センターは、本制度による助成の実施状況に関し、次の項目を当センターのホームページ等で適宜公表いたします。

- 助成対象者の決定状況（助成対象者名、設備設置場所など）
- 助成対象者毎の助成金の支払い状況（助成金額、支払時期など）
- 助成対象設備の稼働状況（発電電力量）

3. 平成23年度助成手続きの詳細

助成応募の諸手続き等を定める助成実施要領については、当センターのホームページで (<http://www.kasseiken.jp>) で別途お知らせしております。